

平成 2 3 年度水質検査計画

高岡市水道局

目 次

	頁
1. 基本方針	3
2. 水道事業の概要	3
3. 水源の状況と管理上の問題点	5
4. 水質検査項目等	5
5. 水質検査方法	7
6. 水質検査の自己 / 委託の区分	7
7. 水質検査計画及び検査結果の公表	7
8. その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項	7
9. 水質汚染事故の対応と関係者との連携	7
参照図表	8 ~ 13

1. 基本方針

高岡市水道局は、上水道1事業と簡易水道7事業を所管しています。

安全でおいしい水をお届けするために、水質検査項目や検査回数・地点を次のように定め、適切な水質検査を行います。

今後も、水質自動監視装置の整備増強などを行い、信頼性の向上に努めます。

- (1) 検査地点：水質基準が適用される給水栓水（蛇口）に加えて、配水管の末端等水が停滞しやすい場所及び水源（原水）とします。
- (2) 検査項目：水道法で検査が義務づけられている毎日検査項目と水質基準項目。さらに、検査をすることが望ましいとされている水質管理目標設定項目及び要検討項目。また、お客様に供給されている水道水が、より安全で良質であることを確認するために高岡市が独自に行う検査項目とします。
- (3) 検査頻度：水道法施行規則に従い、水源の種類、それぞれ検査項目の過去における検出状況などを考慮して定めます。

2. 水道事業の概要

(1) 給水状況

表1 給水状況（平成21年度末）

区分	上水道	簡易水道
行政区域内人口(人)	167,183	13,518
給水人口(人)	153,526	9,312
普及率(%)	91.8	68.9
年間配水量(m ³)	16,648,990	818,299
一日最大配水量(m ³)	52,890	2,439
一日平均配水量(m ³)	45,614	2,242

注：行政区域内人口及び給水人口には、外国人登録者数を含む

(2) 給水区域



(3)施設の概要

水源と浄水施設の概要は表 2、表 3 のとおりです。

表 2 自己水源の概要

区 分	簡易水道		
	上水道	福岡水源	福岡第2水源
水源の名称	佐野水源	福岡水源	福岡第2水源
水源の所在地	高岡市西藤平蔵281	福岡町荒屋敷303	福岡町荒屋敷308-2
水源の種類	地下水（浅井戸）	地下水（深井戸）	地下水（深井戸）
浄水場の名称	上関配水場	福岡浄水場	福岡浄水場
浄水場の所在地	高岡市京田188	福岡町荒屋敷303	福岡町荒屋敷303
浄水処理方法	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒

区 分	簡易水道		
	五位水源	沢川水源	南部水源
水源の名称	五位水源	沢川水源	南部水源
水源の所在地	福岡町五位堀切181	福岡町沢川上山98-2	福岡町大滝1386
水源の種類	子撫川表流水	伏流水	地下水（深井戸）
浄水場の名称	五位浄水場	沢川浄水場	南部浄水場
浄水場の所在地	福岡町五位島崎1405	福岡町沢川幕金平等5-10	福岡町大滝1386
浄水処理方法	凝集沈殿 急速ろ過 塩素消毒	緩速ろ過 塩素消毒	塩素消毒

区 分	簡易水道	
	上養水源	一步二歩水源
水源の名称	上養水源	一步二歩水源
水源の所在地	福岡町上養16-39	福岡町一步二歩331-4
水源の種類	地下水（深井戸）	地下水（深井戸）
浄水場の名称	上養浄水場	一步二歩浄水場
浄水場の所在地	福岡町上養16-39	福岡町一步二歩331-4
浄水処理方法	塩素消毒	塩素消毒

表 3 受水水源の概要

区 分	上水道		簡易水道
	県営和田川水源	県営子撫川水源	県営子撫川水源
水道事業体名	富山県企業局	富山県企業局	富山県企業局
水源の種類	ダム水	ダム水	ダム水
浄水場の名称	富山県和田川 総合水道管理所	富山県子撫川 水道管理所	富山県子撫川 水道管理所
浄水場の所在地	高岡市島新137	小矢部市森屋100	小矢部市森屋100
浄水処理方法	凝集沈殿 急速ろ過 塩素消毒	凝集沈殿 急速ろ過 塩素消毒 活性炭注入（必要時）	凝集沈殿 急速ろ過 塩素消毒 活性炭注入（必要時）
受水量	40,000 (m ³ /日)	14,590 (m ³ /日)	790 ~ 850 (m ³ /日)
受水地点	中田配水場	国吉配水場	上向田配水場

3. 水源の状況と管理上の問題点

表4 水源の状況と管理上の問題点

水源の名称	佐野水源	県営和田川水源	県営子撫川水源
区分	上水道		上水道・簡易水道
水源管理上の課題	・周辺水田に農薬や肥料が散布されている ・周辺に汚水浄化槽が設置されている	・富山県企業局で十分な管理がなされている	
水質管理上留意すべき項目	・農薬類 ・濁度 ・大腸菌 ・クリプトスポリジウム	・給水末端地区での残留塩素 ・給水末端地区での総トリハロメタン	

水源の名称	福岡・福岡第2水源	五位水源	沢川水源
区分	簡易水道		
水源管理上の課題	・深井戸水であるため原水の汚染の可能性は少ない	・周辺に汚水浄化槽が設置されている ・近傍のゴルフ場に農薬類が使用されている	・地質由来の着色物質がある ・哺乳動物などの生息地がある
水質管理上留意すべき項目	-	・大腸菌 ・農薬類 ・給水末端地区での残留塩素 ・クリプトスポリジウム等	・鉄およびその化合物 ・色度 ・大腸菌 ・クリプトスポリジウム等

水源の名称	南部水源	上叢水源	一步二歩水源
区分	簡易水道		
水源管理上の課題	・深井戸水であるため原水汚染の可能性は少ない		
水質管理上留意すべき項目	-		

4. 水質検査項目等

・水質検査項目を行う項目

(1) 毎日検査（表5参照）

- ア 検査項目 色、濁り、消毒の残留効果 以上3項目
 イ 採水の場所 上水道3箇所、簡易水道7箇所での給水栓（図1参照）
 ウ 検査の回数 1日1回
 エ ウの理由 水道法施行規則第15条第1項の規定による
 オ 検査実施者 毎日検査業務委託者（7名）及び自動水質監視装置（3基）

表5 毎日検査

項目	評価	採水の場所	検査回数
1 色	異常でないこと	・牧野地区（中田・上関配水区）	1回/日
2 濁り	異常でないこと	・荻布地区（国吉配水区）	1回/日
3 消毒の残留効果	0.1mg/l 以上	・西田地区（伏木配水区）	1回/日
		・福岡町大野地区（福岡地区簡易水道）	1回/日
		・福岡町赤丸地区（西部地区簡易水道）	自動計測
		・福岡町小野地区（北部地区簡易水道）	自動計測
		・福岡町沢川地区（沢川地区簡易水道）	自動計測
		・福岡町南部地区（南部地区簡易水道）	1回/日
		・福岡町上叢地区（上叢地区簡易水道）	1回/日
		・福岡町一步二歩地区（一步二歩地区簡易水道）	1回/日

(2) 定期の水質検査

- ア 検査項目 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に規定する50項目。(表6参照)
- イ 採水の場所 上水道8箇所、簡易水道7箇所(図1参照)
- ウ 検査の回数 別表のとおり(表7,8参照)
- エ ウの理由 別表のとおり(表7,8参照)
- オ 検査機関 富山県和田川総合水道管理所及び社団法人富山県薬剤師会(水道法第20条第3項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた検査機関)に委託。

(3) 原水の水質検査

- ア 検査項目
- ・水質基準項目50項目から、消毒副生成物等12項目(総トリハロメタン、クロロホルム、ジブromoクロロメタン、ブromoジクロロメタン、ブromoホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸、ホルムアルデヒド及び味)を除く38項目。
 - ・指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)(表11参照)
 - ・クリプトスポリジウム等(表11参照)
- イ 採水の場所 塩素処理を行う前の水(上水道1水源、簡易水道7水源)
- ウ 検査の回数
- ・水質基準項目:(表7,8参照)
 - ・指標菌:年1回(6月)
 - ・クリプトスポリジウム等:年1回(6月)
- エ ウの理由 厚生労働省通知(平成15年10月)に準じる
- オ 検査機関 富山県和田川総合水道管理所及び社団法人富山県薬剤師会(水道法第20条第3項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた検査機関)に委託。

(4) 臨時の水質検査

水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、(2)に準じて、臨時の検査を行う。

- ア 水源の水質が著しく悪化したとき
- イ 水源に異常があったとき
- ウ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- エ 浄水過程に異常があったとき
- オ 送・配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- カ その他特に必要があると認められるとき

(5) その他の水質検査

- ア 水質管理目標設定項目(27項目)[30番のうち3項目は欠番](表9参照)
水道法が定める水質基準には含まれないが、将来にわたり水道水の安全性を確保するために水質管理上留意すべき項目です。
農薬類については、水源周辺の使用状況を考慮して検査項目を決定します。
- イ 要検討項目(41項目)(表10参照)
毒性評価が定まらない、または水道水中での検出実態が明らかでないなど、水質基準や水質管理目標設定項目に分類できなかったもので、今後、必要な情報・知見の収集に努めていく項目です。

5. 水質検査方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」によって行い、省令に記載されていない項目については、上水試験方法（日本水道協会編）により行います。

6. 水質検査の自己／委託の区分

	検査項目	検査区分	検査機関
1	毎日検査項目	自己検査	高岡市水道局
2	水質基準項目	委託検査	富山県和田川総合水道管理所（水道事業者）
		委託検査	(社)富山県薬剤師会（厚生労働大臣の登録機関）
3	水質管理目標設定項目	委託検査	富山県衛生研究所（地方公共団体の機関）
		委託検査	(社)富山県薬剤師会（厚生労働大臣の登録機関）
4	要検討項目	委託検査	富山県衛生研究所（地方公共団体の機関）
5	高岡市が独自に行う項目	委託検査	(社)富山県薬剤師会（厚生労働大臣の登録機関）

7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、3月末日までに作成し高岡市水道局ホームページ等で公表します。水質検査結果についても、ホームページで公表します。

8. その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

(1) 検査結果の評価に関する事項

水質検査結果については、検査の都度、基準値超過がないか確認し、適切な対応をします。

(2) 検査計画の見直しに関する事項

水質検査計画については、毎年3月に見直しを行います。

特に、年度内に得られた水質検査結果を踏まえ、次年度の定期的水質検査に係る検査回数について留意します。

(3) 水質検査の精度・信頼性保証に関する事項

水質検査を委託している検査機関において、公正な第三者機関による外部精度管理を受け、かつ適切な内部精度管理がなされているか毎年確認を行います。

9. 水質汚染事故の対応と関係者との連携

(1) 高岡市の水道水源・施設において突発的な水質汚染事故が発生し、水道水により健康危機が発生及びその可能性がある場合の対策として、「水質汚染事故対策計画」を策定しています。

(2) 高岡市において水質汚染事故などが発生した場合には、厚生労働省、富山県厚生部生活衛生課、富山県企業局などの関係機関に通報した上で、連携して迅速に対策を講じます。

(3) 高岡市では、浄水の供給元である「県西部水道用水供給事業」管轄で発生した水質汚染事故についても、速やかに正確な情報収集・交換ができるように、緊急時の連絡体制を整備しています。

表6 水質基準項目及び基準値

番号	項目名	基準値	備考	
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	微生物	
2	大腸菌	検出されないこと。		
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。	金属	
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。		
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。		
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。		
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。		
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/l以下であること。	非金属	
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。		
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。	金属	
11	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。		
12	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。	一般有機化学物質	
13	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。		
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。		
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること。		
16	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。		
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。		
18	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。		
19	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。		
20	塩素酸	0.6mg/l以下であること。		消毒副生成物
21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。		
22	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。		
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下であること。		
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。		
25	臭素酸	0.01mg/l以下であること。		
26	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。		
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下であること。		
28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。		
29	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。		
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。	色	
31	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。		
32	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。		
33	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。	味覚・色	
34	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。		
35	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。	味覚	
36	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。		
37	塩化物イオン	200mg/l以下であること。	味覚	
38	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下であること。		
39	蒸発残留物	500mg/l以下であること。	発泡	
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。		
41	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。	におい	
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。		
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。	発泡	
44	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。		
45	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下であること。	味覚	
46	pH値	5.8以上8.6以下であること。		
47	味	異常でないこと。	一般性状	
48	臭気	異常でないこと。		
49	色度	5度以下であること。		
50	濁度	2度以下であること。		

表7 上水道における水質基準項目の検査回数と設定理由

	項 目	検査回数		検査回数減の要件・理由
		原水・A地区 1	B地区 2	
1	一般細菌	1回/月		法令により、1箇月に1回以上の検査と定められている
2	大腸菌			
3	カドミウム及びその化合物	4回/年(原水:1回/年)		注2
4	水銀及びその化合物	1回/年	1回/3年	注1
5	セレン及びその化合物			
6	鉛及びその化合物	4回/年		注2
7	ヒ素及びその化合物	1回/年	1回/3年	注1
8	六価クロム化合物			
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	4回/年		注2
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年		
11	フッ素及びその化合物			
12	ホウ素及びその化合物			
13	四塩化炭素			
14	1,4-ジオキサソ	1回/年	1回/3年	注1
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			
16	ジクロロメタン			
17	テトラクロロエチレン			
18	トリクロロエチレン	4回/年(原水:1回/年)		注2
19	ベンゼン	1回/年	1回/3年	注1
20	塩素酸			
21	クロロ酢酸			
22	クロロホルム			
23	ジクロロ酢酸			
24	ジブロモクロロメタン			
25	臭素酸	4回/年 (原水は検査省略)		注2
26	総トリハロメタン			
27	トリクロロ酢酸			
28	ブロモジクロロメタン			
29	ブロモホルム			
30	ホルムアルデヒド			
31	亜鉛及びその化合物	1回/年	1回/3年	注1
32	アルミニウム及びその化合物	4回/年		注2
33	鉄及びその化合物	1回/月		県との協議により
34	銅及びその化合物			
35	ナトリウム及びその化合物	1回/年	1回/3年	注1
36	マンガン及びその化合物			
37	塩化物イオン	1回/月		法令により、1箇月に1回以上の検査と定められている
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/月		県との協議により
39	蒸発残留物	1回/年		過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
40	陰イオン界面活性剤	1回/年	1回/3年	注1
41	ジェオスミン	1回/月		原因生物発生時期には1回/月以上に回数を増やす
42	2-メチルイソボルネオール	1水系につき1箇所		
43	非イオン界面活性剤	4回/年		注2
44	フェノール類	1回/年	1回/3年	注1
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)			
46	pH値			
47	味	1回/月 (原水は味を省略)		法令により、1箇月に1回以上の検査と定められている
48	臭気			
49	色度			
50	濁度			

注1 : 水源の水質が安定しており、過去3年間の水質検査結果が基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。ただし、水源ごとの確認のためA地区と原水については1年に1回検査を行います。

注2 : 法令により3ヶ月に1回以上の検査と定められています。

1 給水栓水質検査A地区: 立野地区、上関地区、米島地区、西田地区の4箇所

2 給水栓水質検査B地区: 石堤地区、西広谷地区、頭川地区、牧野地区の4箇所。

表8 簡易水道における水質基準項目の検査回数と設定理由

番号	項目	検査回数		検査回数減の要件・理由
		原水 ¹	給水栓水 ²	
1	一般細菌	1回/年	1回/月	法令により、1箇月に1回以上の検査と定められている
2	大腸菌			
3	カドミウム及びその化合物		4回/年	注1
4	水銀及びその化合物		1回/年	
5	セレン及びその化合物			
6	鉛及びその化合物		4回/年	注1
7	ヒ素及びその化合物		1回/年	
8	六価クロム化合物			
9	シアン化物イオン及び塩化シアン		4回/年	注1
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			
11	フッ素及びその化合物			
12	ホウ素及びその化合物			
13	四塩化炭素			
14	1,4-ジオキサン		1回/年	
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			
16	ジクロロメタン			
17	テトラクロロエチレン			
18	トリクロロエチレン		4回/年	注1
19	ベンゼン		1回/年	
20	塩素酸	原水のため 検査省略		注1
21	クロロ酢酸			
22	クロロホルム			
23	ジクロロ酢酸			
24	ジブロモクロロメタン		4回/年	
25	臭素酸			
26	総トリハロメタン			
27	トリクロロ酢酸			
28	ブロモジクロロメタン			
29	ブロモホルム			
30	ホルムアルデヒド			
31	亜鉛及びその化合物	1回/年		
32	アルミニウム及びその化合物	4回/年	注1	
33	鉄及びその化合物	1回/月	県との協議により	
34	銅及びその化合物			
35	ナトリウム及びその化合物	1回/年		
36	マンガン及びその化合物			
37	塩化物イオン	1回/月	法令により、1箇月に1回以上の検査と定められている	
38	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1回/月	県との協議により	
39	蒸発残留物	1回/年	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下	
40	陰イオン界面活性剤	1回/年		
41	ジェオスミン			
42	2-メチルイソボルネオール	1回/月 ³	原因生物発生時期には1回/月以上に回数を増やす	
43	非イオン界面活性剤	4回/年	注1	
44	フェノール類	1回/年		
45	有機物（全有機炭素（TOC）の量）			
46	pH値			
47	味	原水のため省略		法令により、1箇月に1回以上の検査と定められている
48	臭気		1回/月	
49	色度	1回/年		
50	濁度			

注1：法令により3ヶ月に1回以上の検査と定められています。

1 福岡水源、福岡第2水源、五位水源、沢川水源、南部水源、上養水源、一歩二歩水源の7箇所。

2 本領地区、赤丸地区、小野地区、沢川地区、南部地区、上養地区、一歩二歩地区の7箇所。

3 表流水、伏流水を水源としている浄水について検査を行います。

図1 水質検査を行う採水場所



表9 水質管理目標設定項目の目標値及び検査回数

番号	項目名	目標値	検査回数(浄水)
1	アンチモン及びその化合物	0.015mg/l以下	1回/年
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/l以下(暫定)	1回/年
3	ニッケル及びその化合物	0.01mg/l以下(暫定)	1回/年
4	亜硝酸態窒素	0.05mg/l以下(暫定)	1回/年
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	1回/年
6	欠番		
7	欠番		
8	トルエン	0.4mg/l以下	1回/年
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1mg/l以下	1回/年
10	亜塩素酸	0.6mg/l以下	1回/年
11	欠番		
12	二酸化塩素	0.6mg/l以下	1回/年
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/l以下(暫定)	1回/年
14	抱水クロラール	0.02mg/l以下(暫定)	1回/年
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	1回/年
16	残留塩素	1mg/l以下	1回/年
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/l以上100mg/l以下	1回/年
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/年
19	遊離炭酸	20mg/l以下	1回/年
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/l以下	1回/年
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/l以下	1回/年
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/l以下	1回/年
23	臭気強度(TON)	3以下	1回/年
24	蒸発残留物	30mg/l以上200mg/l以下	1回/年
25	濁度	1度以下	1回/年
26	pH値	7.5程度	1回/年
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	1回/年
28	従属栄養細菌	2000個/ml以下(暫定)	1回/年
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	1回/年
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/l以下	1回/年

原水の検査は、富山県水道水質管理計画に基づき、県と共同で行います。

農薬類の検査項目は、水源周辺の使用状況を調査して決定します。

表10 要検討項目の目標値及び検査回数

番号	項目名	目標値	検査回数
1	銀	-	1回/年
2	バリウム	0.7	1回/年
3	ビスマス	-	1回/年
4	モリブデン	0.07	1回/年
5	アクリルアミド	0.0005	検査体制を整備中
6	アクリル酸	-	
7	17- エストラジオール	0.00008 (暫定値)	
8	エチニル-エストラジオール	0.00002 (暫定値)	
9	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	0.5	1回/年
10	エピクロロヒドリン	0.0004 (暫定値)	1回/年
11	塩化ビニル	0.002	1回/年
12	酢酸ビニル	-	1回/年
13	2,4-ジアミノトルエン	-	検査体制を整備中
14	2,6-ジアミノトルエン	-	
15	N,N-ジメチルアニリン	-	1回/年
16	スチレン	0.02	1回/年
17	ダイオキシン類	1pgTQE/L (暫定値)	検査体制を整備中
18	トリエチレントラミン	-	
19	ノニルフェノール	0.3 (暫定値)	
20	ビスフェノールA	0.1 (暫定値)	
21	ヒドラジン	-	
22	1,2-ブタジエン	-	
23	1,3-ブタジエン	-	
24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.2 (暫定値)	1回/年
25	フタル酸ブチルベンジル	0.5 (暫定値)	1回/年
26	マイクロキスチン-LR	0.0008 (暫定値)	検査体制を整備中
27	有機すず化合物	0.0006 (暫定値)	
28	プロモクロロ酢酸	-	1回/年
29	プロモジクロロ酢酸	-	1回/年
30	ジプロモクロロ酢酸	-	1回/年
31	プロモ酢酸	-	1回/年
32	ジプロモ酢酸	-	1回/年
33	トリプロモ酢酸	-	1回/年
34	トリクロロアセトニトリル	-	1回/年
35	プロモクロロアセトニトリル	-	1回/年
36	ジプロモアセトニトリル	0.06	1回/年
37	アセトアルデヒド	-	1回/年
38	MX	0.001	検査体制を整備中
39	クロロピクリン	-	1回/年
40	キシレン	0.4	1回/年
41	過塩素酸	0.025	検査体制を整備中

表11 高岡市が設定している検査項目と検査回数

	名称	水源の種別	大腸菌 嫌気性芽胞菌	クリプトスポリジウム等	摘要
1	佐野2号井	浅井戸	年1回検査	年1回検査	紫外線照射設備あり
2	佐野3号井				
3	佐野4号井				
4	福岡簡水	深井戸	年1回検査	-	汚染の恐れなし(深井戸)
5	北部簡水	表流水	年1回検査	年1回検査	ろ過設備あり
6	沢川簡水	伏流水	年1回検査	年1回検査	ろ過設備あり
8	上叢簡水	深井戸	年1回検査	-	汚染の恐れなし(深井戸)
9	一步二歩簡水				
10	南部簡水				